

令和3年度 西尾市一般不妊治療費助成制度のご案内

◆ 申請時期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※申請は、1年間分（令和3年3月から令和4年2月の診療分）をまとめて1回のみ

※西尾市から転出する方、妊娠した方、特定不妊治療に移行する方などは速やかに申請してください。

◆ 対象者 次の①・②全ての条件を満たす方

①申請時及び治療期間内に申請者が西尾市に住所があり、婚姻関係が継続している夫婦
または事実上婚姻状態にある男女

②医師に不妊治療の必要があると診断された方

◆ 助成対象治療

一般不妊にかかわる検査・治療及び人工授精
（令和3年3月から令和4年2月までの診療分）

◆ 実施医療機関

産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関

◆ 助成金額

1組の夫婦等に対して、年間自己負担額の2分の1で、5万円を上限
※県内の他市町村で助成を受けた場合は、その助成額も含まれます

◆ 助成期間

助成開始月から連続した2年間

※県内の他市町村で助成を受けた場合は、その助成期間も含まれます

※助成期間に妊娠した場合や、医師の指示により治療を中断した場合は
改めて助成期間を設けることができます

！ 注意 ！

年度末は医療機関での受診証明書の発行に時間がかかることがありますので、早めに申請してください。

◆ 申請の流れ

①令和3年3月以降、不妊治療のため医療機関を受診し、 検査・治療をする

※対象条件等を確認し、医療機関に「西尾市一般不妊治療等助成に係る
受診等証明書」を発行してもらう。

②西尾市保健センターへ書類の提出

▶申請場所 西尾市保健センター
(住所：西尾市熊味町小松島32番地)
※市役所・支所・西尾市吉良保健センターでは受付できません。

▶受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで

次の書類を提出してください。様式は、保健センター窓口でお渡ししています。
市ホームページからもダウンロードできます。

<申請に必要なもの>

- 西尾市一般不妊治療等助成金支給申請書兼請求書
- 西尾市一般不妊治療等助成金支給に関する同意書
- 西尾市一般不妊治療等助成に係る受診等証明書
- 領収書の原本（原本返却希望の場合は、原本と写しを一緒に持参。）

※該当の方のみ必要な書類

- 戸籍謄本（夫婦が同一世帯の場合は不要）
- 住民票（夫婦ともに西尾市内に住民票がある場合は不要）
- 事実婚関係に関する申立書（戸籍上の夫婦の場合は不要）

③提出書類の審査・助成金の振込

審査終了後、概ね1か月後に振込します。

申込・問合せ先

西尾市健康課（西尾市保健センター内）

電話（0563）57-0661